

2018年12月25日

公益財団法人日本バスケットボール協会  
平成30年度 第6回理事会 報告

日時:2018(平成30)年12月25日(火) 13:30～15:30

会場:JBA 会議室

**【報告内容】**

1. 基本規程一部改定および倫理規程、裁定規程、規律規程、他関連規程の制定について
2. インテグリティ委員会設立について
3. 一部評議員からの臨時評議員会開催請求について
4. 「U15 全国バスケットボール選手権大会(プレ大会)」について
5. その他、報告事項

以上

## 1.基本規程の改定および倫理規程、裁定規程、規律規程の制定について

現行の基本規程のうち、規律委員会、裁定委員会に関する事項、および懲罰に関する事項を整備し、基本規程の下位規程として独立させた「倫理規程」「裁定規程」「規律規程」を、手続規定として「再審査手続規程」「復権手続規程」を新たに制定する。

### <内容>

- 「基本規程」の一部改定
- 「倫理規程」、「裁定規程」、「規律規程」の制定(基本規定からの独立、新設)
- ・ 「再審査手続規程」、「復権手続規程」の制定(新設)
- ・ 制定日、施行日を2018年12月25日とする

### <本件のポイント>

- ・ 「規律委員会」と「裁定委員会」を同じ位置付にするが、対象行為や罰則では異なる部分があるため、夫々の運用に合わせた別規程を制定
- 規律案件は迅速性がより求められることから、裁定委員会答申の決議は理事会に対して、規律委員会答申の決裁は事務総長(現行不変)とする。なお、規律事案は公式競技会に設置を義務付けている規律委員会が優先される(「公式競技会における違反行為に対する懲罰基準」、現行不変)。
- 規律事案、裁定事案ともに、JBAはPBAや各種連盟の規律委員会・裁定委員会に調査・審議・懲罰決定の委任ができることを明確化(現規程では競技会および競技に関する違反行為しか明確に定義されていない)。なお、有期1年以上の懲罰はPBAや各種連盟では科すことができない(案件をJBAへ再移管⇒安易に厳罰を科すことがないようにするため)。
- ・ 裁定事案懲罰の「復権」を新設(有期1年以上の厳罰が対象、手続きは「復権手続規程」)
- ・ PBAや各種連盟が決定した懲罰、あるいはJBAが決定した懲罰に対する、再審(二審)の申立てを可とした(手続きは「再審査手続規程」)。
- ・ 別途、規律事案と裁定事案の定義(範囲)について、裁定委員会・規律委員会にて協議中

### <おもな変更点・追加点>

#### **【基本規程】の改定**

- ①「第2章 組織」第7節、第8節
- ②「第3章 所属団体」第2節、第3節
- ③「第4章 選手」
- ④「第5章 登録及び移籍」第3節

⑤「第 10 章 懲罰」 第 1 節、第 2 節、第 3 節、第 4 節

⑥「第 13 章 附則」

**【倫理規程】:新規制定**

①適用対象:明らかに懲罰対象とする当事者を明記

個人	団体
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ JBA の評議員・役員・名誉役員・職員・専門委員会委員</li> <li>✓ 加盟チームに所属する選手</li> <li>✓ 登録者(コーチ・監督・審判・その他)</li> <li>✓ 加盟団体(都道府県協会、各種の連盟)の役員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 都道府県協会</li> <li>✓ 各種の連盟(B3、WJBL、社会人連盟、大学連綿、ミニバス連盟、障がい者連盟)</li> <li>✓ 加盟チーム</li> <li>✓ ブロック協会</li> </ul>

②遵守事項:明らかに懲罰対象となる行為を明記

個人	団体
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 法令違反の禁止</li> <li>✓ JBA、FIBA・CAS・JSAA・IOC・JOC 等の定款・規程・命令指示</li> <li>✓ 暴力暴言、ハラスメント、差別、ドーピング、八百長、フェアプレーを著しく害する行為の禁止</li> <li>✓ JBA および対象個人・団体に関わる一切の名誉・信用棄損の禁止</li> <li>✓ バasketボールに関する不正利益、斡旋の禁止</li> <li>✓ 不正経理、脱税、助成金等の不正申請の禁止</li> <li>✓ 反社会的勢力との関係の禁止</li> <li>✓ バasketボールに関する品位を失う非行の禁止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 法令違反の禁止</li> <li>✓ JBA、FIBA・CAS・JSAA・IOC・JOC 等の定款・規程・命令指示</li> <li>✓ 暴力暴言、ハラスメント、差別、ドーピング、八百長、フェアプレーを著しく害する行為の禁止</li> <li>✓ ガバナンス体制の構築維持</li> <li>✓ JBA および対象個人・団体に関わる一切の名誉・信用棄損の禁止</li> <li>✓ スポーツに関する紛争に対する適切な対応</li> <li>✓ 不正経理、脱税、助成金等の不正申請の禁止</li> <li>✓ 反社会的勢力との関係の禁止</li> <li>✓ バasketボールに関する品位を失う非行の禁止</li> </ul>

※ 基本規程 第 2 条 遵守義務 は、①②よりも広範囲を対象として違反行為＝即懲罰とならないものを含み、事案の軽重で JBA 基本規程違反(上記①②)と捉えて懲罰対象にできる

【基本規程】 第2条〔遵守義務〕

- ① 本協会に加盟または登録する団体(加盟チーム、都道府県バスケットボール協会、各種の連盟、ブロックバスケットボール協会、以下本章において「加盟・登録団体」という)および個人(選手、指導者等のチームスタッフ、審判員ならびに本協会および加盟・登録団体の役員その他の関係者、以下本章において「選手等」という)は、定款、本規程その他本協会が定める諸規定、国際バスケットボール連盟(以下「FIBA」という)およびFIBA ASIAの諸規程ならびにスポーツ仲裁裁判所(以下「CAS」という)および公益財団法人日本スポーツ仲裁機構(以下「JSAA」という)の仲裁関連規則のほか、本協会、FIBA、FIBA ASIA、CASおよびJSAAの指示、指令、命令、決定および裁定等を遵守する義務を負う。
- ② 加盟・登録団体および選手等は、本協会がやむを得ないと認める場合を除き、本協会およびFIBAの許可なしには、本協会以外の他国の各国バスケットボール協会に加盟することはできず、また、他国の各国バスケットボール協会の所轄におけるその主催試合および競技会に参加することはできない。
- ③ 加盟・登録団体および選手等は、FIBAまたはFIBA ASIAによって正式に定められかつ本協会ならびにこれらの団体および個人が服すべきとされた国際競技カレンダーならびに国際試合または国際大会に関する規定等を遵守するものとする。
- ④ 加盟・登録団体および選手等による人種、性、言語、宗教、政治またはその他の事由を理由とする国家、個人または集団に対する差別は、いかなるものであれ、厳格に禁止されるものとし、これに反する場合には、本規程その他本協会が定める諸規定に従って懲罰の理由とされることがある。
- ⑤ 加盟・登録団体および選手等は、日本スポーツ協会、日本オリンピック委員会、日本障害者スポーツ協会、全国高等学校体育連盟および日本中学校体育連盟の5団体が採択した「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」を尊重するものとする。
- ⑥ 加盟・登録団体および選手等は、本協会および加盟・登録団体の組織運営を含むバスケットボールに関連した紛争を通常の裁判所に提訴してはならない。
- ⑦ 加盟・登録団体および選手等は、公序良俗に反する行為を行ってはならない。
- ⑧ 加盟・登録団体および選手等は、自らが暴力団その他の反社会的勢力に属するもの(以下「暴力団員等」という)であってはならない。また加盟・登録団体および選手等は、暴力団員等による不当な要求および財産上の利益供与の申し入れは断固として拒絶し、かつ暴力団員等と取引をしまた交際してはならない。
- ⑨ 加盟・登録団体および選手等は、法律、条令、規則等を遵守し、社会的規範を尊重して行動しなければならない。
- ⑩ 加盟・登録団体および選手等は、職務の遂行を通じて知り得た本協会や加盟・登録団体および選手等の秘密または内部事情を、第三者に開示または漏えいしてはならない。

第2条の2〔中立性の原則〕

本協会は、政治的および宗教的に中立な立場でなければならない。

③ 処分の対象期間

該当行為から起算して5年前まで

④ 復権(理事会決議)

	選手の場合	選手以外の場合
有期(半年以上)	1/2 を経過後	2/3 を経過後
無期	1 年を経過後	3 年を経過後
除名	5 年を経過後	10 年を経過後

【裁定規程】

① 権限の委任 ← 従前の基本規程では競技会に関する違反行為(規律案件)のみ

- ✓ JBA は PBA に対して違反行為の調査・事実認定・処分する権限を委任することができる
- ✓ PBA は、委任された事項の手続き開始および終了時に JBA へ報告しなくてはならない
- ✓ 委任された事案が下記に該当する場合、PBA は JBA 裁定委員会へ移管しなければならない
  - ・日本スポーツ協会の資格に関わるとき
  - ・重大処分(罰金、没収、1年以上の資格停止・登録禁止、除名、永久追放等)
  - ・PBA の役員が対象者である場合

②復権の手続き

- ✓ 処分を受けた者の申立て、もしくは裁定委員会の職権により、復権の審査開始
- ✓ 再び違反行為のおそれがないと認めた場合、裁定委員会は理事会へ復権の答申を提出

【規律規程】:

基本規程 第2章 組織 第7節 裁定委員会の援用と、第10章 懲罰 のうち、規律委員会に関する部分を整理してまとめたもの

【再審査手続きに関する細則】

①再審手続

- ✓ JBAもしくはPBAの処分決定を受けたものは、処分の通知到達後10日以内に、JBA会長に対して手数料10万円(消費税別)を納付して再審査の申立てができる。
- ✓ 再審申立の内容に理由がないと認められる場合は申立を却下することができ、納付された手数料は返金しない

②不服審査委員会

- ✓ 必要と認められた場合に会長が設置する
- ✓ 委員は3名以上、会長が任命する(利害関係者・関与者は加えない。運用として、PBA処分決定の再審請求は裁定委員会／規律委員会、JBA処分決定の再審請求は法務委員会のメンバーで構成)

◆関連規程詳細はJBA公式サイト「各種規程」ページにてご確認ください。

URL; <http://www.japanbasketball.jp/jba/kitei>

## 2. インテグリティ委員会設置について

スポーツ界およびバスケット界における各種不祥事に対し、現在、指導者養成、代表、育成ならびに各リーグで実施しているコンプライアンス、リスクマネジメント研修等をオールバスケットボール体制で組織化、体系化するために、インテグリティ委員会の設置が承認された。

〈内容〉

1. インテグリティ委員会の設置
2. インテグリティ委員長の選任

〈ポイント〉

### 1) インテグリティ委員会

#### ① インテグリティの定義

JBAにおけるインテグリティとは、インテグリティの精神(誠実さ、真摯さ、高潔さ)に基づき、人間力・指導力・組織力を高めること。

#### ② 委員会の目的

JBAが掲げる【バスケットで日本を元気に】の理念実現に向け、オールバスケットボール体制で、【インテグリティの精神(誠実さ、真摯さ、高潔さ)】に基づき、人間力・指導力・組織力を高め、バスケットボールの価値を高めるための指針決定および啓発活動を目的として設立。

### 2) 委員会の指針・業務内容・業務分担の協議決定

#### 【指針案(4つの柱)】

- ・オールバスケット 同じ理念目標によりオールバスケット体制で取り組む
- ・連携・分担 各団体、各セクションが協力し、連携・分担し取り組む
- ・専門性 各団体、各セクションの専門性を活かし取り組む
- ・年代別・成熟度別 プレーヤー等の年代・成熟度に合わせ取り組む

#### 【業務内容案(3つの柱)】

- ・人間力を高める
- ・指導力を高める
- ・組織力を高める

### 3) 喫緊の課題設定

各団体・セクションにおける優先順位を明確にし、喫緊の課題については速やかに実施する。

### 3. 一部評議員からの臨時評議会開催請求について

一部評議員から、三屋裕子会長等の解任を議決するための臨時評議会開催請求があったことに対し、内容を精査した結果、解任理由に具体性がなく開催要件を満たさないと判断し、臨時評議員会の招集を行わないことが承認された。

### 4. 「U15 全国バスケットボール選手権大会(プレ大会)」について

「ジュニアオールスター」の今年度大会での終了に伴い、次年度からのU15世代の新たな全国大会として開催する「全国U15バスケットボール選手権プレ大会(仮称)」の大会実施要項が承認された。

〈その他特記事項〉

- ・ 2019年度は「プレ大会」とし、予選大会整備、事業性向上を含めた全体設計を図り、2020年度の本大会開催へと繋げる。
- ・ 本件理事会承認後、都道府県協会へU15 選手権大会の準備にむけ、プレ大会要項案を通知する。

### 5. その他、報告事項

#### (1) バスケットボール・コーポレーション株式会社(BCP)設立準備状況について

BCP 設立にあたりBCP の概要ならびに今後の予定について報告された。

#### (2) FIBA セントラルボード会議および FIBA モニタリングについて

2018年12月7日(金)、8日(土)にFIBA本部(スイス・ミース)で開催されたセントラルボード会議ならびに、12月16日(日)にJBA会議室で行われたFIBAモニタリング会議について報告された。



(3) ALL BASKETBALL 体制構築について

BCP発足における、NF(JBA)・トップリーグ(BLG)・事業(BMK)を含む全バスケットボール体制に関する概要について報告された。

(4) 2019 年度 U12 カテゴリーの制度変更について

様々な独自ルールが存在していた「日本ミニバスケットボール連盟」において、組織の再編とともに、規程や登録制度等の運用を含めて、JBAおよびPBAの定めるものに2019年4月1日より一元化することが報告された。

以上